

転園届

第3号様式

船橋市保育所等変更申込書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

届出者(保護者) 住所 船橋市

氏名

電話番号 ( )

保育所等の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

Table with 2 main columns: '現在利用している保育所等の名称' and '変更したい保育所等の名称'. It includes fields for '保護者' (Guardian) and '児童' (Child) with sub-fields for name, address, and birth date. It also includes a section for '変更希望時期' (Change request period) and '理由' (Reason).

◆ 次の内容を確認し、☑をしてください。

☐ 転園が承認(決定)された後の取消(利用辞退)は一切お受けできません。

◆ 兄弟姉妹いっしょに利用希望される方

保育所等の空き状況により同時期に同じ保育所等での利用開始が難しい場合、①～⑤のうち希望する内容に1つ☑をしてください。併せて、別添の「兄弟姉妹同園入所申込みの取扱いについて」をご参照ください。

※ 1人のみ転園が承認(決定)された場合に、その他の児童の翌月以降の協議を転園した児童と同じ保育所等のみで希望する場合は、別途「保育所等利用申込の希望変更届」の提出をお願いします。

Form with checkboxes for selection criteria: ① 2人同時期に同じ保育所等のみを希望する, ② 希望園順位を優先する, ③ 希望園順位が低くても同じ保育所等を希望する, ④ 優先児童あり, ⑤ 優先児童なし.

※ 裏面を参照し、状況に応じて必要な書類を添付してください。

Table for administrative tracking with columns for '船橋市記入欄', 'こどもコード', '入力', and '受付'.

## 転園についての注意

### ※ 転園が承認（決定）された場合、その承認の取り消し（利用辞退）は一切お受けできません。

- ・ 保育所等の変更（以下「転園」という。）を希望する場合は、船橋市保育所等変更申込書（添付書類含む）を各月の利用申込の締切日までに保育所等又は保育認定課にご提出ください。
- ・ 転園を希望する場合であっても利用者を決定するに当たり、保育所等に在園されていない利用申込者と同じく、保育の必要性の高い児童から利用を承認することになります。希望保育所等の受入に余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。
- ・ 希望する保育所等については必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育所等は保育所によって保育目標が異なり、保育料以外に実費（園服代など）を徴収している場合があります。詳細は各保育所等にお問い合わせください。また、健康状況や食物アレルギーについて留意する点がある場合は、見学時に必ず説明をしてください。
- ・ 利用開始当初は児童が慣れるための「ならし保育」があり、支給認定された利用時間に関わらず、送迎の時間が早くなります。利用開始日より前にならし保育をすることはできません。
- ・ 利用調整結果は、毎月10日頃（4月1次申請の転園は、2月下旬頃）に文書にて発送いたします。2回目以降の利用調整結果は、転園が承認（決定）された場合のみ文書にて発送いたします。
- ・ 転園申込みを取りやめる場合は、早急に（利用調整会議前に）保育認定課までご連絡ください。併せて、転園申込みの取下げ書をご提出ください。

## 提出書類について

### 1. 必ず提出していただく書類（①から③の3種類）

- ①船橋市保育所等変更申込書（転園届）
- ②家族状況票・児童の健康状況調書（船橋市保育所等変更申込書添付用）・・・両面あり
- ③保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書や主治医の意見書等）

※ ③については、前回の提出書類が有効期間内であり、内容に変更がない場合は省略できます。有効期間は、証明日から6か月間です。

※ 後日、事情を伺い、新たな書類の提出を依頼することがあります。

### 2. 必要に応じて提出していただく書類

#### 変更希望理由が転居（市内の住所変更）による場合

転居後、「船橋市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更申請書兼支給認定届出事項変更届」（第5、8号様式）の提出が必要です。

- ・ 転居先住所及び転居年月日をご記入ください。転居に伴い世帯員が変更する場合は、変更後の世帯員の状況をご記入ください。
- ・ 新たに同居する方がいらっしゃる場合は、保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書等）や課税証明書の提出が必要となる場合がありますので、保育認定課へお問い合わせください。

#### 市外へ転出する場合または市外の保育所等への転園を希望する場合

手続きが異なりますので、保育認定課へお問い合わせください。

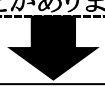
◇ お問い合わせ先 ◇  
船橋市役所 子育て支援部 保育認定課  
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
電話 : 047-436-2330



児童の健康状況調書(船橋市保育所等変更申込書添付用) 転園用

児童氏名：	男・女	生年月日：	平成	年	月	日
-------	-----	-------	----	---	---	---

下記の質問事項にお答えください。該当するもの全てを○で囲ってください。

現在の身長と体重を教えてください。	定期健診を受けていますか。(はい・いいえ) 健診で指摘を受けたことがあります(はい・いいえ)
身長 cm: 体重 kg	 <p>「はい」の場合、指摘事項を詳しくご記入ください。</p>
予防接種を行っているのはどれですか。 ※1回でも接種したことがあるものに○を付けてください。 ・四種混合(三種混合・ポリオ) ・BCG ・MR(麻しん・風しん) ・日本脳炎 ・Hib ・肺炎球菌 ・水痘(水ぼうそう) ・B型肝炎 ・おたふく ・A型肝炎 ・ロタ ・その他( )	
薬の服用がありますか。(はい・いいえ)	視力が気になって受診したことがありますか。(はい・いいえ)
「はい」の場合 *薬名( ) *いつから飲んでいますか。( 年 月から) *服用する時間帯(1日 回 / 朝・昼・夜)	聴力が気になって受診したことがありますか。(はい・いいえ)
話しはじめはいつからですか。 《例:ママ・ブーブーなど》	体質・病気について
[ ] *お話ができますか。 ・喃語(アアー)程度 ・単語程度 ・2語文 ・会話のやりとりができる	*よくある症状はありますか。(はい・いいえ) ・熱がでやすい ・風邪をひきやすい ・便秘症( 日以上) ・下痢をしやすい ・吐きやすい ・湿疹 ・その他( )
今まで健康・発達上のことで、 専門機関に相談や通所したことがありますか。 (はい・いいえ)	*アレルギー体質 { ・アトピー性皮膚炎 ・ぜんそく ・薬過敏 ・その他 [ ] }
*「はい」の場合、下記のどの施設ですか。 ・児童相談所 ・療育センター ・マザーズホーム ・ことばの相談室 ・子育て支援センター ・ひまわり親子教室 ・たんぼぼ親子教室 ・ひよこ教室 ・子ども発達相談センター ・保健センター ・保健師に相談 ・病院( 科) ・その他( )	*今までににかかった病気等がありますか。(はい・いいえ) ・心臓疾患 ・中耳炎 ・脱臼 ・ヘルニア ・その他( )
*どのような相談内容ですか。 [ ]	*ひきつけやけいれんを起こしたことがありますか。(はい・いいえ) 「はい」の場合 *回数( 回 ) *時期( ) *原因 { ・熱( °C )が出た時に起こる ・熱が出なくても起こる ・泣いた時に起こる }
	*入院したことがありますか。(はい・いいえ) 「はい」の場合 *病名( ) *入院期間( 年 月 日 ~ 年 月 日)
	*現在、通院していますか。(はい・いいえ) 「はい」の場合 *病名( ) *通院状況 [ ]

健康・発達面で心配なことがありましたらご記入ください。

[ ]

現在利用している保育所等で食物アレルギーについて何か対応していますか。	(はい・いいえ)
「はい」の場合、その食材は何ですか。	
どのような対応をしていますか。	<input type="checkbox"/> 除去食 <input type="checkbox"/> 弁当持参 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 兄弟姉妹同園入所申込みの取扱いについて

平成30年4月以降の利用申込みにおいて、既に在園しているお子様と利用申込中・申込予定のお子様を同時に同じ保育所等へ入所を希望される場合は、船橋市保育所等変更申込書の記載方法・組合せは以下のとおりとなりますのでご確認ください。

例) 兄 : A保育園 在園  
 弟 : 平成30年4月入所 利用申込み  
 兄弟を同時に同じ保育園に入所希望

● 事例1 : 「兄」が通っているA保育園に、「弟」も入所希望。

	兄 (A園 在園)	弟
第1希望	— ※転園申込み不要	A園

➡ 弟がA園に入所できる場合に、入所承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 … チェック不要

● 事例2 : 「弟」の入所(2園希望)に合わせて、「兄」は通っているA保育園からの転園希望。

	兄 (A園 在園)	弟
第1希望	B園 (転園申込み必要)	B園
第2希望	C園 (転園申込み必要)	C園

➡ 兄弟が同時に同じ保育園へ入所できる場合に限り、入所承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 …  ① 2人同時期に同じ保育所等のみを希望する

● 事例3 : 「兄」が通っているA保育園に「弟」も入所を希望する以外にも、「弟」が入所できる保育園に合わせて「兄」も同じ保育園に転園希望。

	兄 (A園 在園)	弟
第1希望	<del>A園</del>	A園
第2希望	B園 (転園申込み必要)	B園
第3希望	C園 (転園申込み必要)	C園

➡ 兄が在園するA園も含め、兄弟が同時に同じ保育園へ入所できる場合に限り、入所承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 …  ① 2人同時期に同じ保育所等のみを希望する

※ 事例3における、きょうだい組合せについては、「2人同時期に同じ保育所等のみを希望する」に限りお受けしております。万一、他の組合せでのご希望があるときは、必ず、保育認定課へお問い合わせください。

兄弟が、例で示した場合と逆で、兄が「新規申込み」、弟が「A保育園に在園」の場合でも、上記の事例と同じく対応可能です。

◇ 問い合わせ先 ◇  
 船橋市役所 子育て支援部 保育認定課  
 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
 電話 : 047-436-2330